

令和6年度 大阪府相談支援従事者専門コース別研修 介護支援専門員との連携コース 実施要領

1. 研修の目的等

本研修は、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上を図ることを目的として、厚生労働省が定める相談支援従事者研修事業実施要綱に基づき、相談支援専門員を対象に実施するものです。

※なお、本研修の修了は、相談支援専門員として従事するために必須ではありません。また、資格更新に必要な現任研修ではありません。

2. 研修対象者

現に大阪府内の基幹相談支援センター、市町村障がい者相談支援受託事業所、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所、指定重度障がい者等包括支援事業所（以下「指定一般相談支援事業所等」という。）において相談支援専門員として従事している者。

3. 定員 60人

4. 研修内容

本研修では、相談支援専門員が介護支援専門員と連携する際に必要となる法制度や価値・倫理などの基礎的な知識を講義にて取り扱います。また、相談支援専門員と介護支援専門員の連携について理解を深めるべく、講義の内容を踏まえ、具体的な架空事例を用いて演習を行います。

【プログラム】（予定）

日程	研修内容	(分)
第1日 Zoom講義 令和7年 3月3日 (月曜日)	制度と対象像の理解	60
	相談支援専門員・介護支援専門員の価値と倫理	120
	多職種連携の理解	60
第2日 対面演習 令和7年 3月13日 (木曜日)	高齢障がい者のケアマネジメントと相談支援の連携 ・情報連携（引き継ぎ） ・事例演習1（障がい福祉サービスの利用者が介護保険サービスを開始する事例） ・事例演習2（介護保険第2号被保険者の事例） ※詳細は受講決定者へご案内いたします。	390

※上記プログラムにおける各講義及び演習の時間は目安です。前後する場合がありますのでご了承ください。

※研修内容が変更になる場合もありますのでご了承ください。

5. 日程

(1) 第1日(Zoom 講義)

講義日時 令和7年3月3日(月曜日) 午後1時00分から午後5時30分 ※時間については予定

(2) 第2日(対面演習)

演習日時 令和7年3月13日(木曜日) 午前9時45分から午後5時45分 ※時間については予定

演習会場(2日目) エル・おおさか(大阪府立労働センター) 南館5階 南ホール

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14

6. 申込み手続

インターネットでの受講申込みとなります。

申込み受付期間は令和7年1月14日(火)午前10時から1月24日(金)午後5時までです。

大阪府障がい者自立相談支援センターのホームページにある「相談支援従事者専門コース別研修」の「介護支援専門員との連携コース」内「受講申込みはこちら」から、必要事項をご入力の上、お申込みください。

※申込み受付期間外は申込みフォームにご入力いただけません。

※原則 24 時間申し込み手続きは可能ですが、システムメンテナンスのため一時的に申込みができない場合があります。

★大阪府障がい者自立相談支援センター「大阪府相談支援従事者専門コース別研修 介護支援専門員との連携コース」ホームページ(URLと二次元コード)



<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/ikusei/index.html>

※研修受講にあたり手話通訳等の配慮を必要とする方は、申込フォームに必要事項をご記入の上、お申込みください。

※申込フォームは大阪府行政オンラインシステムを利用しております。申込みにはアカウント登録が必要です。

(すでにアカウントをお持ちの方は新規アカウントの登録は不要です。)

※本研修の対象者であることを確認するため、申込みの際に相談支援従事者研修の修了証書(注1)のデータを提出していただきます。修了証書をデータ化【PDFファイルや画像ファイル(jpeg・pngなど)】したものを申込みフォームに添付の上、提出してください。データによる提出が難しい場合は、修了証書の写しを別途研修事務局まで郵送してください(郵送に係る費用は申込者負担となります)。

(注1) ご提出いただく修了証書につきましては、以下をご参照ください。

【ご提出いただく修了証書】

(1) 相談支援従事者初任者研修修了者

→「相談支援従事者初任者研修修了証書」

(2) 相談支援従事者現任研修 又は 主任相談支援専門員養成研修修了者

→直近の「相談支援従事者現任研修修了証書」又は「主任相談支援専門員養成研修修了証書」

《書類(修了証書の写し) 送付先》

〒558-0001 大阪市住吉区大領3丁目2番36号

大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 研修担当

郵送の提出期限：令和7年1月24日(金曜日)(当日消印有効)

7. 資料代

資料代として演習受付時に **500 円（現金のみ）** を徴収いたします（お釣りのないよう現金でご準備ください）。

8. 受講者の決定及び通知

- (1) 申込者への受講決定等の通知（受講決定・受講不可）につきましては、令和 7 年 2 月上旬を目安に行政オンラインシステム上で確認してください。確認方法につきましては、後日申込みをされた方全員にメールにてご案内いたします。（※受講決定通知書・受講不可決定通知書の郵送はいたしませんのでご注意ください。）
- (2) 申込者数が定員を上回る場合は、過去の本研修の申込回数や抽選等により受講を決定いたします。
なお受講決定の際に必要なになりますので同事業所から複数のお申込みがある場合は、事業所内優先順位をご記入ください。

9. 修了証書

- ・研修を全日程修了した方には、大阪府知事名で修了証書を交付いたします。
- ・各講義及び演習について 10 分以上の遅刻や早退、業務連絡を含む途中退席がある場合は欠席とみなします。また、研修事務局が、受講態度が著しく不良（携帯電話を長時間使用している、居眠りをしている等）であるとみなした場合も欠席とみなし、修了証書は交付できません。
- ・受講申込書に虚偽の内容を記載して受講した場合については、遡って取り消す場合があります。

10. 個人情報の取り扱いについて

- ・本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な範囲で用いることとします。
- ・地域の相談支援体制の構築のため、指定権者である市町村には修了者の勤務する事業所名と修了者名について情報提供いたします。
- ・本研修の修了者については、本研修事務局を所管する大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課へ情報提供いたします。

11. 感染症対策について

- ・研修受講に際しては、マスク着用などの感染症対策にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳、咽頭痛などの症状があるなど体調不良の方は、研修受講をお断りする場合があります。

12. その他

- (1) 演習当日、午前 7 時の時点で、大阪府内全域において、「大雨警報」、「暴風警報」、「大雪警報」、「特別警報」のいずれかが発令中の場合、演習は中止といたします。また、この場合、中止決定から 1 時間以内に大阪府障がい者自立相談支援センターのホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/ikusei/index.html>）にてご案内いたしますので、ご確認ください。
なお、別途開催が可能となった場合は、改めてご連絡いたします。
- (2) 研修会場への来場にあたっては、公共交通機関の利用をご利用ください。
- (3) 研修会場へのアクセスについては、受講決定通知でご案内します（会場への問い合わせはご遠慮ください）。
- (4) Zoom による講義の受講は受講決定をした方に限ります。Zoom の利用に関するインターネット環境の整備やデータ

通信に係る費用については受講者負担といたします。また、Zoom での受講に伴う回線や機材など技術的な質問にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

13. お問い合わせ先

〒558-0001 大阪市住吉区大領 3 丁目 2 番 36 号

大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 研修担当

《電 話》 06-6692-5261

《メール》 jiritsusodan-c01@box.pref.osaka.lg.jp